

おお くま



お知らせ版

2020年4月15日

発行：大熊町役場 総務課 秘書広聴係

大熊町役場

〒979-1306

大熊町大川原字南平 1717

会津若松出張所

〒965-0873

会津若松市追手町 2-41

いわき出張所

〒970-1144

いわき市好間工業団地 1-43

中通り連絡事務所

〒963-8035

郡山市希望ヶ丘 11-10

※会津若松出張所、いわき出張所は
5月に移転します

環境省関連業務
連休中は休止します

環境省は次の期間中、関連
業務を休止します。

■拠点除染・解体

4月29日(水)～5月6日(水)

大熊町教育施設等基本構想・基本計画 住民説明会を開催します

延期していた「大熊町教育施設等基本構想・基本計画に係る住民説明会」を4月25、26日に開催します。ご参加ください。

■4月25日(土)

- ・午前10時～11時30分 大熊町役場いわき出張所
- ・午後2時30分～4時 大熊町役場中通り連絡事務所

■4月26日(日)

- ・午前10時～11時30分 大熊町役場会津若松出張所

問大熊町役場 教育総務課 ☎0242-23-8025

■片づけごみ(個別回収)
4月29日(水)～5月6日(水)

■中間貯蔵施設(輸送)
4月29日(水)～5月6日(水)

問大熊町役場 復興事業課
復興係

☎0240(23)7068

狂犬病予防集合注射
24日に実施します

犬の飼い主は、狂犬病予防法により、生後91日以上の犬の登録と年1回の狂犬病予防注射が義務づけられています。町は、町内で犬を飼われている方を対象に、大川原の本庁舎で狂犬病予防集合注射を実施します。

時 4月24日(金)

午前9時30分～10時

場 大熊町役場本庁舎

■登録の対象となる犬

中屋敷、大川原に居住している生後91日以上の犬

※登録がお済みでない方は、

事前に環境対策課へお問い合わせください

■当日必要なもの

①接種費用

1頭あたり3250円(接種料2700円+注射済票交付手数料550円、おつりのないようしてください)

②狂犬病予防集合注射実施通知兼登録証明書(はがき)

町に登録をしている飼い主へ事前に送付しています。

問大熊町役場 環境対策課
生活環境係

☎0240(23)7829

令和2年度の町税について

■個人住民税（町県民税）

平成31（令和元）年中の合計所得金額に応じて、次のとおり減免となります。

合計所得金額（※）	減免割合
300万円以下	10分の10
300万円超～400万円以下	10分の9
400万円超～500万円以下	10分の7.5
500万円超～750万円以下	10分の5
750万円超～1,000万円以下	10分の2.5
1,000万円超	10分の1

※平成31年4月10日以降、避難指示解除区域（中屋敷・大川原地区）に転入された方のうち被災していない方は、減免の対象となりません

※繰越損失の申告をしている場合は、損失額を差し引く前の所得で判定します。譲渡所得の特別控除の申告をしている場合は、特別控除を差し引く前の所得で適用減免割合の判定をします

今年度の納期は次のとおりです。

- ・会社にお勤めの方で、給与から天引きとなる特別徴収の方は6月から令和3年5月までの年12回です
- ・個人で納める普通徴収の方は6月、8月、10月、12月の年4回です

平成30年以前分の申告した方については、過年度分として税額が発生する場合、7月から8月にかけて通知する予定です（一括での納付となります）。

■法人町民税

平成31年度と同様に、震災以降、町に休業届を提出し休業状態にある（東京電力ホールディングスより営業補償を受領し、法人税（国税）の申告が必要な場合等を除く）、もしくは避難先（移転営業先）の市町村に対して法人住民税を申告・納付されている場合、大熊町の法人町民税均等割について減免となります。

なお、減免の適用を受ける際は、確定申告書と併せて「減免申請書」の提出が必要となります。

■固定資産税

大熊町内の土地・家屋に係る固定資産税については、以下の通りです。なお、法人や個人事業主が本来の用途に使用している償却資産については通常課税されます。

<帰還困難区域>

土地および家屋に係る固定資産税は課税免除されます。ただし北原5、7、11、15、18、21～25の地番内の土地および家屋は課税されます。

<避難指示解除区域>

土地および家屋に係る固定資産税は、地方税法の規定

により2分の1に減額され、残額は町の条例により全額減免されます。

※5月中旬に、税額通知書と減免通知書を送付します

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度～
国2分の1減額	国2分の1減額	国2分の1減額	通常課税
町2分の1減免	2分の1課税	2分の1課税	

■軽自動車税

4月1日現在帰還困難区域に放置したまま使用していない車両は平成31年度と同様、申請により減免となります。避難指示解除区域に放置されている車両は、通常課税されます。

納税通知は5月初めに送付します。

■国民健康保険税

国民健康保険税は世帯主が納税義務者のため、平成23年3月11日時点での世帯主の住民票の住所により減免を行います。

- ・帰還困難区域に住所を有する世帯は、平成31年度と同様に全額減免されます
- ・避難指示解除区域に住所を有する世帯は、国民健康保険に加入している方の令和元年中の所得合計が600万円を超える世帯または未申告者がいる世帯は9月まで減免となり、10月分以降は通常課税されます。それ以外の世帯は全額減免されます
- ・被災していない世帯主が避難指示解除後に転入した場合は通常課税されます

※納税通知と対象者の減免通知書は7月に送付します

～所得申告がお済みでない方へ～

申告をされていませんと、所得証明書などの公的証明書が発行できませんのでご注意ください。

なお、収入が給与のみで年末調整が済んでいる方、収入が年金のみで400万円以下の方は申告不要です。

※東京電力から給与・事業・不動産・農業所得などの減収分の補填を受けた方につきましては、収入として申告が必要となります

※令和2年度所得証明書等については、特別徴収の方は5月中旬、普通徴収の方は6月中旬の発行可能となる予定です

問 大熊町役場 税務課 賦課係

☎ 0240-23-7154

都市計画案の縦覧

東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第48条第4項の規定により、次のとおり「富岡都市計画 下野上地区 一団地の復興再生拠点市街地形成施設」を決定および「富岡都市計画 都市計画道路佐山沢鈴内線（町道）」を変更するため当該都市計画の案を次のとおり縦覧します。

■縦覧する案件

【富岡都市計画下野上地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設の決定】

・都市計画図書（計画書、総括図、計画図、住民説明会以降の変更箇所）

【富岡都市計画 都市計画道路 佐山沢鈴内線（町道）の変更】

・都市計画図書（計画書、総括図、計画図）

※正式な図面は縦覧場所にあります

■縦覧期間

4月16日（木）～30日（木）午前

8時30分～午後5時15分（土日祝日を除く）

■縦覧場所

大熊町役場本庁舎、会津若松出張所、いわき出張所、中通り連絡事務所

■意見書について

縦覧期間中、都市計画の変更案について意見のある方は、大熊町に対し意見書を提出できます。提出できる方は、大熊町の住民および利害関係人です。

提出されたご意見は、大熊町の都市計画審議会の議を経ることとされており、その要旨を審議の判断材料の一つとして審議会に提出します。

■意見書の提出期間・方法

縦覧場所に備え付けの様式に意見を記入し、復興事業課まで提出してください。任意の様式でも提出可能です。都市計画の案件名を明記の上、住所・氏名・電話番号を記載してください。氏名が自筆の場合は押印不要です。

・方法

郵送、持参

・期間

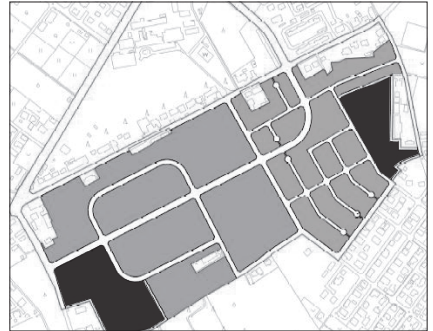
4月16日（木）～30日（木）

※郵送の場合は4月30日消印有効、持参の場合は土日祝日を除く午前8時30分～午後5時15分

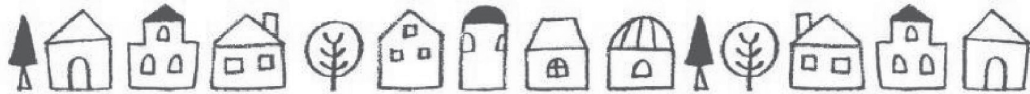
・提出先

大熊町役場 復興事業課
〒979-1306
大熊町大川原字南平1717

☎大熊町役場復興事業課 復興係
☎0240-23-7068



※説明会後に、企業誘致等を踏まえ原地区の調整池の位置を変更しました（■部分が調整池です）



おおくままちづくり公社 事務所移転のお知らせ



つくる・つなぐ・つたえる

おおくままちづくり公社

2020年5月より事務所を移転します。（5月7日より）

〒979-1306 大熊町大字大川原字南平1717 大熊町役場内

TEL：0240-23-7101 FAX：0240-23-7139

メール：okuma-machizukuri@wing.ocn.ne.jp

ホームページ：「おおくままちづくり公社」と検索してください。

※4月末日までの連絡先※ TEL：0246-85-5237 FAX：0246-85-5247



土地・建物のご相談はまちづくり公社へ！

おおくままちづくり公社事務所にて、随時相談を受け付けております。 受付：平日 午前9時～午後17時

皆さまから寄せられた声。たとえば・・・

おおくままちづくり公社の 不動産利活用事業とは・・・

皆さまから大熊町にある土地や建物の情報を集め、利活用をお手伝いするとともに、様々なお困りごとやご相談にお答えしております。取引可能区域にある土地や建物の賃貸・売却などのご希望には、不動産事業者のご紹介や利用希望者とのマッチングまでトータルに対応させていただきます。

大川原地区の土地を買って
ゆったり暮らしたい！

大熊町内に所有している
土地を誰かに活用してほしい！

まずはお気軽にお問合せください！

平日

大野駅	大熊町役場	大川原復興住宅	富岡郵便局	富岡中央医院	さくらモール	富岡駅
6:55	7:08	7:10	7:25	7:27	7:29	7:31
8:15	8:28	8:30	8:45	8:47	8:49	8:51
8:55	9:08	9:10	9:25	9:27	9:29	9:31
11:20	11:33	11:35	—	—	—	—
11:50	12:03	12:05	12:20	12:22	12:24	12:26
13:20	13:33	13:35	—	—	—	—
14:45	14:58	15:00	—	—	—	—
16:20	16:33	16:35	16:50	16:52	16:54	16:56
17:44	17:57	17:59	18:14	18:16	18:18	18:20
19:10	19:20	19:22	—	—	—	—
19:45	19:58	20:00	—	—	—	—
21:25	21:38	21:40	—	—	—	—

富岡駅	さくらモール	富岡中央医院	富岡郵便局	大川原復興住宅	大熊町役場	大野駅
—	—	—	—	6:10	6:12	6:25
7:55	7:57	7:59	8:01	8:16	8:18	8:31
9:00	9:02	9:04	9:06	9:21	9:23	9:36
10:20	10:22	10:24	10:26	10:41	10:43	10:56
—	—	—	—	12:20	12:22	12:35
13:10	13:12	13:14	13:16	13:31	14:00	14:13
—	—	—	—	15:25	15:27	15:40
—	—	—	—	16:25	16:27	16:40
17:15	17:17	17:19	17:21	17:36	17:38	17:51
18:34	18:36	18:38	18:40	18:55	18:57	19:10
—	—	—	—	20:20	20:22	20:35

土日祝日

大野駅	大熊町役場	大川原復興住宅	富岡郵便局	富岡中央医院	さくらモール	富岡駅
8:35	8:48	8:50	9:05	9:07	9:09	9:11
11:45	11:58	12:00	12:15	12:17	12:19	12:21
16:25	16:38	16:40	—	—	—	—
17:50	18:03	18:05	18:20	18:22	18:24	18:26
19:45	19:58	20:00	—	—	—	—

富岡駅	さくらモール	富岡中央医院	富岡郵便局	大川原復興住宅	大熊町役場	大野駅
—	—	—	—	7:35	7:37	7:50
10:20	10:22	10:24	10:26	10:41	10:43	10:56
13:10	13:12	13:14	13:16	15:25	15:27	15:40
—	—	—	—	16:50	16:52	17:05
18:40	18:42	18:44	18:46	19:01	19:03	19:16

生活循環バス

新ダイヤで運行中

～ご利用ください～

現在運行中の生活循環バスは、4月1日からダイヤが変更となりました。これに伴い、停車順も一部変更があります。ご注意の上、ご利用ください。

生活循環バスは運賃無料、誰でもご利用でき、年中無休です。

問大熊町役場 企画調整課

☎0240-23-7584

下野上2区総会
延期のお知らせ

下野上2区の皆さま、3月21日、22日に予定していた総会、懇親会はコロナウイルスの影響を考慮して延期しました。

新しい開催時期は、調整でき次第ご連絡します。

☎090(9632)1619
(小泉昌弘)

大熊町便利帳
同封しました

町民の皆さんの暮らしに役立つ情報を一冊にまとめた「大熊町便利帳」を改訂しました。広報おおくま4月15日号に同封しました。

従来のライフイベント別の手続き、町役場でできる手続きのほか、町内での暮らしを再開する方向けに役立つ情報をまとめました。

ご家庭に保管し、ぜひ活用ください。

問大熊町役場 総務課

秘書広聴係

☎0240(23)7568

